鳥取市保健センター条例及び鳥取市用瀬保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第１０号

鳥取市保健センター条例及び鳥取市用瀬保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取市保健センター条例の一部改正）

第１条　鳥取市保健センター条例（平成１６年鳥取市条例第８４号）の一部を次のように改正する。

第２条の表鳥取東健康福祉センターの項中「鳥取東健康福祉センター」を「鳥取東保健センター」に改め、同表鳥取市国府地区保健センターの項中「鳥取市国府地区保健センター」を「鳥取市国府保健センター」に改め、同表鳥取市用瀬地区保健センターの項中「鳥取市用瀬地区保健センター」を「鳥取市用瀬保健センター」に改め、同表鳥取市佐治地区保健センターの項中「鳥取市佐治地区保健センター」を「鳥取市佐治保健センター」に改め、同表鳥取市気高地区保健センターの項中「鳥取市気高地区保健センター」を「鳥取市気高保健センター」に改め、同表鳥取市鹿野地区保健センターの項中「鳥取市鹿野地区保健センター」を「鳥取市鹿野保健セ

ンター」に改め、同表鳥取市青谷地区保健センターの項中「鳥取市青谷地区保健センター」を「鳥取市青谷保健センター」に、「鳥取市青谷町善田」を「鳥取市青谷町青谷」に改める。

第３条第２項を削る。

第１５条第１項中「鳥取市気高地区保健センター」を「鳥取市気高保健センター」に改める。

別表第１鳥取市用瀬地区保健センターの部中「鳥取市用瀬地区保健センター」を「鳥取市用瀬保健センター」に改め、同表鳥取市佐治地区保健センターの部中「鳥取市佐治地区保健センター」を「鳥取市佐治保健センター」に改め、同表鳥取市鹿野地区保健センターの部中「鳥取市鹿野地区保健センター」を「鳥取市鹿野保健センター」に改め、鳥取市青谷地区保健センターの部を削る。

別表第２鳥取市気高地区保健センターの部中「鳥取市気高地区保健センター」を「鳥取市気高保健センター」に改める。

（鳥取市用瀬保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　鳥取市用瀬保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第９１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「鳥取市用瀬地区保健センター」を「鳥取市用瀬保健センター」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。